

消費税率引上げに伴う運賃改定の実施について

茨城急行自動車株式会社

茨城急行自動車は、平成25年12月10日、国土交通省に対し乗合路線バスの運賃改定に関する認可申請を行いました。平成26年3月4日、申請どおり認可されましたのでお知らせいたします。

なお、今回認可された乗合路線バスの運賃改定の概要は次のとおりです。

- 1 運賃改定の実施予定日…………… 平成26年4月1日（火）
- 2 上限運賃の平均改定率…………… 2.857%（108/105）以内

現行運賃と改定運賃の比較

（1）乗合路線バス（片道運賃）

エリア	運賃制度等	現行運賃	改定運賃(※1)	
		現金・I C	現金	I C
埼玉	対キロ区間制 (初乗り運賃)	170円	180円	175円
千葉		160円	170円	165円
茨城		150円(※2)	150円	—

※1 現金運賃は10円単位、I Cカード運賃が1円単位となります。

※2 古河営業所管内の路線につきましては、I Cカードはご利用いただけません。

（2）定期旅客運賃

現金（10円単位）運賃を基準に算出し、通勤定期の割引率を25%から26%（茨城エリアは30%から31%）、通学定期の割引率を40%から41%へ拡大いたします。

3 発売額を据置く運賃

営業施策割引運賃（100円運賃）

※お客様からのお問合せについて

お客様がご利用になる路線毎の運賃・料金等のご照会、その他詳細につきましては茨城急行自動車株式会社各営業所においてご案内いたします。

以上

【運賃改定に関するお問合せ先】

茨城急行自動車株式会社 総務部

TEL 048-992-0031 平日（月～金）

営業時間 9:00～17:00